

建第1004-12号  
令和2年3月12日

各関係団体の長様

群馬県県土整備部建築課長 川端 洋介



### 『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』の一部改訂について（通知）

日頃から本県の開発指導行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の手引については、下記により一部改訂を行いました。  
つきましては、大変恐縮ですが貴会員の皆様への周知等に御配慮くださいますよう、お願い致します。  
なお、当該手引に関する情報は県ホームページで閲覧及び電子データ（P D F ファイル）のダウンロードが可能となっています。

#### 記

##### ■改訂箇所

送付資料を御参照ください

##### ■改訂理由

平成28年度から継続検討を行っていた「開発許可事務の簡素化・迅速化」により、  
申請手続き等の迅速化を目的として『審査表』を作成する等したため、当該手引に  
掲載されている情報の更新が必要となったため

##### ■改訂施行日

令和2年4月1日

##### 【送付資料】

① 修正箇所一覧

##### 【県ホームページ】

- <http://www.pref.gunma.jp/06/h7310078.html>
- トップページ > しごと・産業・農林・土木 > 社会基盤 >  
住宅・建築 > 都市計画法に基づく開発許可関連（群馬県 開発行政のページ）



事務担当 開発係  
内 線 3704

## 『開発許可制度の手引【令和2年4月1日改訂版】』修正箇所一覧

頁数		改訂箇所	改訂内容
全般	全般	日付	■「平成31年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」等に改める。
目次	目次	ページ	■ページ番号を改める。
目次	目次	「様式集」の次の行	■「審査表（参考掲載）」と追記する。
8	8	「(6) 建築等の制限」	■イの文中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
11	11	法第二十九条（条文）	■第一項本文中「…指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市…」を「…指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市…」に改める。
12	12	令第十九条（条文）	■第二項第一号中「首都圈整備法第二条…」を「首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条…」に改める。 ■第二項第二号中「近畿圏整備法第二条…」を「近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条…」に改める。 ■第二項第三号中「中部圏開発整備法第二条…」を「中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第二条…」に改める。
13	13	令第二十一条（条文）	■第六号中「…自動車ターミナル法第二条…」を「…自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条…」に改める。 ■第二十三条中「…第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する…」を「…第四条第六項に規定する中央卸売市場若しくは同法第十三条第六項に規定する…」に改める。 ■第三十号中「…第十八条第一項第一号…」を「…第十八条第一号…」に改める。
16	16	規則第六十条（条文）	■本文中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条…」を「建築基準法第六条…」に改める。
47	47	「〇消防水利の基準」の枠の上	■「ただし、市町村又は所轄消防署と別途協議により設ける場合は、…」を「ただし、市町村又は所轄消防署と別途協議により設ける場合は、…」に改める。
55	55	「工 マンホール等の配置・構造」かっこ書き	■「第5号、第6号」を「第5号、第6号、第7号」に改める。
96	96	「3 やむを得ない場合及び用途変更のできる用途の例」の表の下	■欄外に「*一般住宅：一般住宅への用途変更に分譲住宅は含めない。」と追記する。
110	110	基準10 公共公益施設 10-2 社会福祉施設	■条件1の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」において「…第25項、第26項…」を「…第27項、第28項…」に改める。
131	131	「5 申請書及び添付書類」の表の「10」	■「〇知事等がその都度必要と認めて指示した図書」を「①権原を証する書面、②知事等がその都度必要と認めて指示した図書」に改める。
136	136	規則第十七条（条文）	■第三項の後に次のように第四項を加える。 「4 第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。」
140	140	「表1 法第34条各号に関する申請に必要な図書」の表の「12号 条例第3条第5号」	■説明欄に「開発区域位置図、開発区域区域図に大規模指定既存集落等に該当する旨記載」と追記する。
140	140	「表1 法第34条各号に関する申請に必要な図書」の表の「14号 審査会提案基準4」	■説明欄に「開発区域位置図、開発区域区域図に大規模指定既存集落等（辺縁部適用による場合も含む）に該当する旨記載」と追記する。
142	142	「表2 設計図」の表の「2」	■「開発区域図」を「開発区域区域図」に改める。
144	144	「表2 設計図」の表の「20」	■備考欄中「・開発区域の面積が0.1ha未満の場合には、排水計算（雨水、汚水量計算）書の添付は省略可。」と追記する。
146	146	規則第十九条（条文）	■第一号口を次のように改める。 「□ 学校教育法による短期大学（ 同法 による専門職大学の前期課程を含む。ハに おいて 同じ。）において 、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程（夜間に おいて 授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後（ 同法 による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、 宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 」 ■第一号ハを次のように改める。 「ハ □ に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後（ 同法 による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、 宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 」
148	148	令第二十三条（条文）	■見出し中「（開発行為を行なうについて協議すべき者）」を「（開発行為を行うについて協議すべき者）」に改める。
168	168	法第四十一条（条文）	■文中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
173	173	規則第六十条（条文）	■本文中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条…」を「建築基準法第六条…」に改める。
173	173	県規制規則法第二十三条（条文）	■第二項を削除し、第三項を第二項とした上で「第一項に規定する…」を「前項に規定する…」に改める。

**『開発許可制度の手引【令和2年4月1日改訂版】』修正箇所一覧**

頁数	改訂箇所	改訂内容
185,186	185,186 日付（改正年月日）	■P185「平成31年4月」を「令和2年4月」に改める。 ■P186「ト 平成31年4月1日追加・改正」の後に「ナ 令和2年4月1日追加・改正」を加える。
223	223 質疑応答集 14. 法第34条第12号（条例第3条第2号 既存宅地）関係 問8	■「答」欄を次のとおり改める。 「可能。幅員は3m程度が望ましい。なお手続き規定は、法第29条を原則とするが、通路部分が従前から宅地の一部として利用していたことが明らかな場合には、法第43条どすることも可能。」
233	234 質疑応答集 19. 法第42条関係 問6	■「答」欄を次のとおり改める。 「法第42条の申請者は、当初許可を受けた者又は権原を有する者（当該許可を取得することにより権原を有することとなる予定者を含む）とする。また、法第43条の申請書は、権原を有する者（当該許可を取得することにより権原を有することとなる予定者を含む）とする。よって、土地を仲介する不動産屋は申請者となり得ないが、土地を販売した不動産屋や従前の所有者は申請者となり得る。なお、法第42条及び43条の申請において、属人性を有する申請を行う場合には、別途申請者要件が及ぶため、この限りでない。」
237	238 質疑応答集 22. その他	■問1を新設する。 「問：建築確認申請に伴い敷地を分割した際の規則第60条証明の取扱い」「答：建築計画に伴い、元々一体利用していた敷地を分割し、規則第60条証明を取得しようとする場合には、元々一体利用していた敷地全体において、開発許可制度上支障がないことを確認する必要がある。」
293	295～316 「様式集」の次のページ	■「審査表（参考掲載）」9種類を掲載する。
321	345 「改正」欄	■「改正」履歴を整理し、最新の改正情報のみ掲載する。
131,他	131,他 「〇〇〇頁」と記載部分	■ページ番号を改める。